

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成20年8月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成20年8月27日（水曜日） 午前10時から	丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市役所本館2階第3会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成20年8月15日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市整備部都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画道路の変更案の概要

- 1 中讃広域都市計画道路中3・3・104号 富士見町川西線を廃止する。
- 2 中讃広域都市計画道路中3・3・105号 丸亀港土器線ほか5路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・105	丸亀港塩屋線	丸亀市蓬萊町	丸亀市塩屋町二丁目	丸亀市新浜町二丁目 塩屋町五丁目	約1,230m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差1箇所
幹線街路	3・5・106	堀西土居線	丸亀市六番丁	丸亀市土居町二丁目	丸亀市一番丁 大手町 土居町	約820m	地表式	2車線	14m	

幹線街路	3 ・ 4 ・ 109	丸亀駅前田線	丸亀市新町	丸亀市原田町字西三分一	丸亀市城西町	約4,340m	地表式	4車線	20m	J R 予讃線と立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所
幹線街路	3 ・ 4 ・ 110	南条町土器線	丸亀市塩飽町	丸亀市土器町東九丁目	丸亀市塩飽町風袋町土居町土器町	約2,730m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差 2箇所
幹線街路	3 ・ 4 ・ 111	南条町天満線	丸亀市南条町	丸亀市天満町一丁目	丸亀市南条町幸町津森町中津町	約1,650m	地表式	4車線	20m	
幹線街路	3 ・ 4 ・ 115	土器上金倉線	丸亀市土器町西八丁目	丸亀市金倉町字川西	丸亀市新田町津森町城南町	約3,670m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 2箇所